

東京圏^{※1}から下関市への移住 を希望される皆様へ

※1東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県



下関市移住支援事業(移住支援金)のご案内

下関市内の中小企業等へ**新規就業**する方、もしくは
山口県内で**新たに起業**する方が対象です！

以下の対象要件を満たす場合、**移住支援金**を支給します。

世帯で移住 **100万円**

単身で移住 **60万円**

※18歳未満の帯同者1人につき100万円を加算します。(令和5年4月1日以降に移住した方が対象になります)

移住支援金の対象

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

①【旧居住地要件】

- ・直近5年以上東京23区の在住者
もしくは

- ・直近5年以上、東京圏^{※1}(条件不利地域^{※2}を除く)に在住し、かつ東京23区に通勤していた方^{※3}

※今後左記要件の一部を緩和予定です。

詳細は下記までお尋ねください。

②【就業・起業要件】

- 就業**・移住支援事業を実施する山口県が、マッチングサイト(<https://yamaguchi-matching.com/>)
に移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方
もしくは

- 起業**・山口県の事業による起業支援金「やまぐち創業補助金」の交付決定を受けた方

※1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域：HP (https://www.chisou.go.jp/sousei/ijyu_shienkin.html#an2)で
ご案内しております。

※3 雇用保険に加入している場合に限る。

お問い合わせ先

本事業の詳細は下記↓までお問い合わせください。

下関市総合政策部広報戦略課 下関市南部町1番1号

☎ 083-231-2951 FAX 083-223-1300 メールアドレス: sskohoko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp